

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会
現在員	6 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、性別を条件とすることができません。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、新任を条件とすることができません。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、新任を条件とすることができません。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、年齢を条件とすることができません。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	現在、第1期中期目標期間中（平成30年度終了）であることから、今後第2期中期目標を策定していく過程で大阪府等と協議し、改善を図れるよう努めます。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	こども・子育て支援会議
現在員	41 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	こども・子育て支援条例第2条		
女性数・女性比率	14 人 ・ 34%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体等の推薦や、補職での委員委嘱を行っているため		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	12 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、子ども・子育て支援新制度に関する「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があるため。		
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当審議会は、子ども・子育て支援新制度に関する「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			今後の委員委嘱については、推薦団体に「審議会等の設置並びに運営に関する指針」を説明し、女性委員の登用率40%をめざす。また、高齢委員の選任の趣旨については、次回の委員選任の際に説明を行う等、ご理解いただけるよう努めます。

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市青少年問題協議会
-------	---------	---------	-------------

現在員	20 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 30%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。
70歳超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体・関係機関に対して委員推薦を依頼しており、本市として主体的に委員を選定することが出来ないため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	引き続き、女性の登用・兼務数・在任年数・再任回数・年齢の超過について、関係機関や団体へ委員推薦時に配慮を求めます。

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境影響評価専門委員会
-------	-----	---------	----------------

現在員	16 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 38%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当専門委員会は、環境工学や地盤工学をはじめとする各分野の専門家で構成しており、環境影響評価が適正に行われているかどうかの審査を行っている。大気質や水質等の分野においては、数値シミュレーション等を含めた予測評価技術といった高度な専門性が求められるが、現在、その任務に携わる女性の専門家が極めて少ない状況であるため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次期の委員改選時においては、女性委員の再任若しくは女性委員への交代を積極的にすすめるとともに、近畿圏内で環境影響評価制度を有する大阪府や他の自治体に対して、類似の委員会の任務に適する女性専門家について情報収集を引き続き行うことで、指針の基準を満たすように努めることとします。

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市廃棄物減量等推進審議会
現在員	14 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	9 人 ・ 64%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	団体代表としての推薦を依頼する際は、これまで以上にできる限り本市指針の基準に沿う方を推薦いただくよう求めていくこととします。		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市路上喫煙対策委員会
-------	-----	---------	--------------

現在員	7 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 57%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者及び有識者を選任する必要があるためです。なお、8月上旬にて兼務2となるため、指針の基準を満たしております。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者を選任する必要があるためです。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	当審議の目的に密接に関連する団体の代表者及び有識者を選任する必要がある、また、専門的な知識又は経験を有し、他に代わる人材が確保できないため、見直しの予定はございません。

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市あんしんマンション有識者会議
現在員	4 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、大阪市子育て安心マンション認定制度及び大阪市防災力強化マンション認定制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、両制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	両制度は、本市が独自に制度を創設し、実施してきた取り組みであるため、幅広い事業者が活用する制度としてより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材であります。指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市住まい公社経営監理会議
-------	-------	---------	----------------

現在員	4 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや公社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや公社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや公社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定しています。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員の再任や女性委員の登用率などについて、未だ指針の基準を満たしていないことについては、当局としても十分に認識しているところであり、適切な対応してまいりたい。

担当局・区	都市整備局 企画部	審議会等の名称	大阪市生きた建築ミュージアム推進有識者会議
-------	-----------	---------	-----------------------

現在員	8 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであることから、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであることから、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
在任4年超	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであることから、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったためです。
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>本事業は、近隣都市・府県に例を見ない先進的な本市独自の取り組みであり、本事業のより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。さらに、事業実施体制の検討時期である今季は、これまでの事業の経過に精通し、かつ高い専門性を持つ委員による議論が不可欠です。</p> <p>現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ではありますが、改選の必要性が生じた場合は、指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。</p> <p>また、本事業の実施状況にあたっては、定期的にホームページなどを通じて、広く一般市民の意見をお聞きしていきたいと考えており、その中で女性の意見にも耳を傾けたいと考えています。</p>

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市耐震改修支援有識者会議
-------	-------	---------	----------------

現在員	3 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	専門分野で女性の適任者が限られること、また定員が少ないことから、基準を満たしていません。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	女性の学識経験者等の少ない分野であり、円滑な審議会等の運営を確保する点から、やむなく女性委員の登用が進んでいませんが、大阪市男女共同参画基本計画における取り組みの一環として、より一層積極的に女性委員の登用を推進し、指針の趣旨を尊重した委員の選任に努めます。

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市地域魅力創出建築物修景事業推進有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性委員の登用率の課題は認識しており、女性委員の積極的な登用を検討しています。しかし、本会議の定員数は3人なので、各分野（近代建築、和風伝統建築、まちづくり）で適任の専門家を選んだところ、女性委員を1人登用しても目標値の40%を達成しにくい状況です。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、本事業における外観整備等に関するハード面と活用方策や効果指標の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の取り組みであることから、類似会議等を通じて適当な人材を確保することができなかったためです。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>本事業は平成29年度から3ヶ年に渡るモデル事業を実施し、その検証を踏まえて本格実施に向けた事業スキームを構築することとしているため、事業実施スキームの検討時期である現在は、高い専門性を持つ委員による議論が不可欠です。また、本事業は、近隣都市・府県に例を見ない本市独自の取り組みであり、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要です。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ですが、改選の必要が生じた場合は、指針の基準を満たすよう委員の選任に努めます。</p> <p>また、女性委員の登用につきましても、登用率の課題を認識しつつ、本会議を進めていくうえで委員の増員、拡充も含めて検討し、指針の基準を満たすような選任に努めていきます。</p>		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会
-------	-------	---------	------------------------

現在員	8 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	7 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第6項により条例 (大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規定) で任期を5年と定めているため
再任2回以上	7 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。
70歳超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	法に基づくものであり見直しの予定はありません

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会
現在員	8 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 13%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条第6項の規定により、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程で審議会委員の任期を5年と定めているため。		
再任2回以上	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。		
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	法に基づくものであり、見直しの予定はありません。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	都市整備局契約事務評価会議
現在員	3 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現時点での委員構成においては、委員の女性登用率が0%と指針の基準を満たしていませんが、計3名と少人数の会議であるとともに、委員選考に当たっては関連団体から推薦いただいていることもあり、指針の基準に満たない状況もやむを得ないものと認識しております。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	3名の委員のうち1回再任していただいている委員2名（うち1名は在任4年となる。）の改選を予定していましたが、諸般の事情により別の委員1名がご退任されることとなりました。当会議においては、過去数年間の経緯をおさえた上で、バランスの取れた意見を聴取する必要があるため、委員の方1名にはご留任いただくこととしたものです。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	3名の委員のうち1回再任していただいている委員2名（うち1名は在任4年となる。）の改選を予定していましたが、諸般の事情により別の委員1名がご退任されることとなりました。当会議においては、過去数年間の経緯をおさえた上で、バランスの取れた意見を聴取する必要があるため、委員の方1名にはご留任いただくこととしたものです。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員改選に当たっても、当該専門分野における女性を含めた候補者の情報収集を十分に行うとともに、長期の在任となる方にご退任いただく方向で検討し、適切な委員選考を行っていきたいと考えております。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議
-------	-------	---------	----------------------

現在員	6 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 67%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、ある意味特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航しました。こうしたことから、平成29年10月の改選において、任期が4年を超える4名の委員・専門委員の交替を検討しましたが、うち2名しか的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、他の2名には引き続き留任いただくこととなりました。</p>
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、ある意味特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航しました。こうしたことから、平成29年10月の改選において、任期が4年を超える4名の委員・専門委員の交替を検討しましたが、うち2名しか的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、他の2名には引き続き留任いただくこととなりました。</p>
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>平成29年10月の委員改選では、幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するとともに、若い世代の専門家のより積極的な行政への参加を促進するという観点から、若手・中堅の委員を選任しており、当会議としては、世代交代が進み、これまでになかった柔軟かつ新しい発想・幅広い意見を取り入れることができるものと考えています。また、今後もプロジェクトの進捗状況等を勘案しながら、次の体制に繋げていきたいと考えています。</p> <p>任期が4年以上となる委員2名については、経験の蓄積が重要であるという当会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ではありますが、在任期間が長期となっていることから、次回の改選時にはこうした長期在任者の改選の実現を目指し、引き続き後任の人材確保を進め、確実に指針に適合した委員構成となるよう、早急に見直しを図っていきたいと考えています。</p>

担当局・区	建設局	審議会等の名称	「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」アドバイザリーボード
-------	-----	---------	----------------------------------

現在員	4 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	事業計画、報告等の分析、検証を行うにあたっては、野生生物の生態等の知識や海浜の砂の間に生息する底生生物などの知識が必要とされることから、有識者である3名に委員委嘱をしています。これらの分野における女性進出は乏しいため、女性比率が0%となっています。 また、地域の貴重な環境資源である野鳥園の活用について、地元企業の代表としての意見を聴取するために住之江区長から推薦を受けた地元企業の代表者についても委員委嘱をしています。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本事業委託は平成30年度末に終了し、以降の事業のあり方については港湾局と事業を受託している建設局で現在検討中であります。 引き続きアドバイザリーボードを実施することとなった場合には、女性委員の登用が望ましいと考えております。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	花博記念公園鶴見緑地再生・魅力向上計画検討会議
-------	-----	---------	-------------------------

現在員	5 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本計画検討会議は、まちづくり、公園、環境、観光などの各分分野に詳しい外部委員で構成されているが、本市において各分野に精通した女性有識者が少なく、結果として基準を満たすことができなかった。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、本市における都市計画やまちづくりの観点から、大規模都市公園への民間活力の導入手法や指定管理事業者における維持管理や運用手法について実績があり、本会議の内容をご議論いただける数少ない有識者であることから、本会議に不可欠な委員と考えている。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、本市における環境の観点から、大規模都市公園における公園緑化の計画や管理、利活手法などについて実績があり、本会議の内容をご議論いただける数少ない有識者であることから、本会議に不可欠な委員と考えている。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	改選の必要が生じたときには、基準を踏まえ検討を行う。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	海老江下水処理場改築更新事業の環境監視に係る有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>・会議は、汚染土壌の掘削に伴う汚染物質の飛散・拡散及びそれらに伴う環境リスクの把握などを必要とする大気環境工学や地盤環境工学、環境リスク評価に精通した外部の委員3名で構成され、それぞれ当該分野の大学教員として高度な専門知識や経験をお持ちである。</p> <p>・会議の開催に際して、女性有識者の選任に努めたが、当該分野における女性有識者が少なく、結果的に現時点で指針の基準に定められた本市男女共同参画計画の目標である委員の40%以上の女性を登用することができなかった。</p>	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>・現時点で女性登用率が満たせていない状況だが、本事業に係る環境監視は長期に亘るため、引き続き、専門性を兼ね備えた女性の動向を注視し、次回改選時には、女性登用について、見直しを図ってまいりたい。</p>	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪駅前地下道東広場における躯体再構築検討会
-------	-----	---------	------------------------

現在員	2 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	※現在、委員1名を委嘱依頼中であり、承諾を得次第3人となります。
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	構造設計や鋼コンクリート複合構造、長寿命化、地震解析などの地下構造物躯体に精通し、学術情報・実務に対する高度な知識や経験を持った女性委員が皆無であったため。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	必要が生じた際には、女性委員の登用について更なる検討を行います。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪市屋外広告物審議会
現在員	13 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%		
指針の基準 (40%以上)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		平成29年に審議頂いた案件について、平成30年も引き続き検証する必要がある、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要なため選任を行っている。	
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		平成29年に審議頂いた案件について、平成30年も引き続き検証する必要がある、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要なため選任を行っている。	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		平成29年に審議頂いた案件について、平成30年も引き続き検証する必要がある、施策方針の当初から参画している委員の協力が必要なため選任を行っている。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		平成30年10月末の改選時に、基準を満たしていない委員のうち3名については交代を行う予定であり、今後も引き続き、計画的に委員の交代を行い、できる限り指針の基準を守るよう努めていく。	